



金 沢 市 公 報

号外第23号の2

平成30年(2018年)9月19日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サー ビス等の事業を行う者の登録等に関する規則 の一部を改正する規則 (介護保険課) 8
○金沢市市民活動サポートセンター条例の施行 期日を定める規則 (市民協働推進課) 1	1	●訓令甲
○金沢市市民活動サポートセンター条例施行規 則 (") 1	1	○職員の勤務時間に関する規程の一部改正につ いて (人 事 課) 8
○金沢市事務決裁規則及び金沢市補助組織及び 分掌事務規則の一部を改正する規則 (総 務 課) 3	3	●告 示
○金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改 正する規則 (福祉総務課) 5	5	○金沢市地域除排雪活動費補助金交付要綱 (道路管理課) 9
○金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規 則の一部を改正する規則 (労働政策課) 5	5	○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生 活支援総合事業における指定第1号事業の実 施に関する要綱の一部改正について (介護保険課) 9
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行細則の一部を改 正する規則 (障害福祉課) 6	6	○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生 活支援総合事業における指定第1号事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める要 綱の一部改正について (") 9
○金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行 う者の登録等に関する規則の一部を改正する 規則 (") 7	7	●金沢市 金沢市消防局訓令甲
		○金沢市火災予防違反処理規程の一部改正につ いて (予 防 課) 10

規 則

金沢市市民活動サポートセンター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

金沢市市民活動サポートセンター条例の施行期日を定める規則

金沢市市民活動サポートセンター条例(平成30年条例第4号)の施行期日は、平成30年9月30日とする。

金沢市市民活動サポートセンター条例施行規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第54号

金沢市市民活動サポートセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市市民活動サポートセンター条例(平成30年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動の内容)

第2条 条例第9条に規定する条例第1条の目的に適合する活動として規則で定めるものは、次に掲げる活動とする。

(1) 地域活動(金沢市における地域コミュニティの活性化の推進に関する条例(平成29年条例第1号)第2条第3

号に規定する地域活動をいう。)

- (2) ボランティア活動その他の公益的な活動
- (3) 前2号に掲げる活動のほか、市長が適当であると認める活動
(使用の申請)

第3条 条例第10条の規定により、金沢市市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の打合せコーナー、ロッカー又はメールボックス（以下「打合せコーナー等」という。）の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市市民活動サポートセンター使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第4条 使用申請書の受付期間は、打合せコーナー等を使用する日（サポートセンターのロッカー又はメールボックスを引き続き2日以上使用する場合にあっては、使用の開始の日。以下「使用日」という。）の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第5条 サポートセンターのロッカー又はメールボックスを引き続き使用することができる期間は、使用日の属する年度の末日までの範囲内において市長が定める期間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該期間を超えて使用することができる。

(使用承認書の交付)

第6条 市長は、打合せコーナー等の使用を承認したときは、金沢市市民活動サポートセンター使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(原状回復)

第7条 打合せコーナー等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに打合せコーナー等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他サポートセンターの職員の指示に従うこと。

(入所の制限)

第9条 所長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒否し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成30年9月30日）から施行する。

様式第1号(第3条関係)

金沢市市民活動サポートセンター使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

金沢市市民活動サポートセンターを使用したいので、次のとおり申請します。

区 分	使 用 期 間	備 考
打 合 せ コ ー ナ ー	年 月 日 時 分から 時 分まで	
ロ ッ カ ー	年 月 日から 年 月 日まで	
メ ー ル ボ ッ ク ス	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 必要事項を記入してください。

様式第2号(第6条関係)

収 第 号
 年 月 日

金沢市市民活動サポートセンター使用承認書

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

様

金沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった金沢市市民活動サポートセンターの使用について、次のとおり承認します。

区 分	使 用 期 間	条 件
打 合 せ コ ー ナ ー	年 月 日 時 分から 時 分まで	
ロ ッ カ ー	年 月 日から 年 月 日まで	
メ ー ル ボ ッ ク ス	年 月 日から 年 月 日まで	

金沢市事務決裁規則及び金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第55号

金沢市事務決裁規則及び金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第1条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2第6項の表中

市民協働推進課	1 金沢学生のまち市民交流館の使用の承認等			○		を
	2 近江町交流プラザの使用の承認等			○		
市民協働推進課	1 市民活動サポートセンターの使用の承認等			○		に
	2 金沢学生のまち市民交流館の使用の承認等			○		
	3 近江町交流プラザの使用の承認等			○		

改め、同表の摘要中「市民協働推進課の項第2号」を「市民協働推進課の項第3号」に改める。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第2条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	地域コミュニティ活性化推進室					を
	地域コミュニティ活性化推進室 市民活動サポートセンター					に

改める。

第9条の表中

市民協働推進課	市民協働推進係	1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項(地域コミュニティ活性化推進室及び金沢学生のまち市民交流館が所管する事項を除く。) ア 市民参加の推進に関する事項 イ 市民活動団体との協働の推進に関する事項 ウ 市民活動相互の連携の推進に関する事項 エ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 オ 学生のまちの推進に関する事項 カ 地縁による団体の認可に関する事項 キ グッドマナーの推進及びばい捨て等の防止に関する事項 ク 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 住居表示等に関する次に掲げる事項(地域コミュニティ活性化推進室が所管する事項を除く。) ア 町名及び町の区域の変更に関する事項 イ 住居表示の整備に関する事項(市民課が所管する事項を除く。) 3 局の所管事務で他課に属しない事項	を
	地域コミュニティ活性化推進室	1 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項 2 旧町名の復活の推進に関する事項	

市民協働推進課	市民協働推進係	1 市民参加及び協働による市政の推進に関する次に掲げる事項（地域コミュニティ活性化推進室、市民活動サポートセンター及び金沢学生のまち市民交流館が所管する事項を除く。） ア 市民参加の推進に関する事項 イ 市民活動団体等との協働の推進に関する事項 ウ ボランティア活動その他市民活動の促進に関する事項 エ 学生のまちの推進に関する事項 オ 地縁による団体の認可に関する事項 カ グッドマナーの推進及びばい捨て等の防止に関する事項 キ 公益社団法人金沢ボランティア大学校に関する事項 2 住居表示等に関する次に掲げる事項（地域コミュニティ活性化推進室が所管する事項を除く。） ア 町名及び町の区域の変更に関する事項 イ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 3 局の所管事務で他課に属しない事項
地域コミュニティ活性化推進室		1 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項 2 旧町名の復活の推進に関する事項
市民活動サポートセンター		1 市民活動団体等の活動への支援に関する事項 2 市民活動団体等の相互の連携の促進に関する事項 3 市民活動サポートセンターの管理運営に関する事項

に

改める。

附 則

この規則は、金沢市市民活動サポートセンター条例（平成30年条例第4号）の施行の日（平成30年9月30日）から施行する。

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第56号

金沢市社会福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所長委任規則（昭和36年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ソ中「法」の次に「第77条の2、」を加える。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則

金沢市高齢者雇用奨励金の交付に関する規則（昭和53年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第16号その1中

自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	別紙10	を
---------------------	---	----------------	------	---

自立支援医療を行うための入院設備の定員			人	に
---------------------	--	--	---	---

改め、同様式その2中

調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	を
役員の氏名、生年月日及び住所			別紙3	

調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	に
--------------------	--	--	-----	---

改め、同様式その3中

訪問看護ステーション等	名称			を
	所在地			
	職員の定数		別紙1	
役員の氏名、生年月日及び住所			別紙2	

訪問看護ステーション等	名称			に
	所在地			
	職員の定数		別紙	

改める。

様式第17号その1中

自立支援医療を行うための入院設備の定員	人	役員の氏名、生年月日及び住所	別紙10	を
---------------------	---	----------------	------	---

自立支援医療を行うための入院設備の定員			人	に
---------------------	--	--	---	---

改め、同様式その2中

調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	を
役員の氏名、生年月日及び住所			別紙3	

調剤のために必要な設備及び施設の概要			別紙2	に
--------------------	--	--	-----	---

改め、同様式その3中

訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	職員の定数	別紙1
役員の氏名、生年月日及び住所		別紙2

を

訪問看護ステーション等	名称	
	所在地	
	職員の定数	別紙

に

改める。

附 則

- この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第16号及び様式第17号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第6条第1項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

事業者 所在地
 名 称
 代表者氏名

印

次のとおり登録を受けた内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	基準該当事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
	サービスの種類	
変更があった事項		変更の内容
		(変更前)
		(変更後)
変更年月日		年 月 日

備考

- 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 変更の日から10日以内に届け出てください。

附 則

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第60号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「管理者及び」を「管理者の氏名、生年月日及び住所並びに」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

第6条第1項第2号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

第7条第1項第2号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

第7条の2第1項第3号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第8条第1項第2号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

第9条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第9条の4第1項第2号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

第9条の5第1項第3号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第3項中「第8号」を「第7号」に改める。

第9条の6第1項第2号中「、住所及び経歴」を「及び住所」に改め、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

第10条第1項第2号中「第7号」を「第6号」に改め、同項第4号中「第8号」を「第7号」に改め、同条第2項中「とし、同項各号に掲げる居宅サービスに係る管理者の変更を伴うものは誓約書を添付して行うもの」を削る。

第11条第1項中「、第4号及び第9号」を「及び第4号」に改め、後段を削る。

第11条の2第1項第1号中「第7号」を「第6号」に改め、同項第2号中「第8号」を「第7号」に改め、同条第2項中「とし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更を伴うものは、誓約書を添付して行うもの」を削る。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

別表金沢学生のまち市民交流館又は近江町交流プラザに勤務する職員の項中「金沢学生のまち市民交流館」を「市民活動サポートセンター、金沢学生のまち市民交流館」に改める。

附 則

この訓令は、金沢市市民活動サポートセンター条例（平成30年条例第4号）の施行の日（平成30年9月30日）から施行する。

告 示

●金沢市告示第271号

金沢市地域除排雪活動費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市地域除排雪活動費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大雪により雪害対策が必要となった場合において、町会による除排雪活動を支援するため、機械による市道の除排雪に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 補助金は、金沢市地域防災計画に基づく雪害対策本部が設置されている間において、町会が費用を負担し、事業者^ニに機械による市道の除排雪を行わせる場合に、当該町会に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、前条の除排雪のために町会が負担する額（市長が別に定める基準により算定した額を限度とする。）の3分の2に相当する額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、その額は、1町会当たり1年度につき300,000円を超えないものとする。

（雑則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第272号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱（平成28年告示第341号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

第11条第1号中「、第4号」を「及び第4号」に改め、「、第12号及び第14号」を削る。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

●金沢市告示第273号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年告示第342号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月19日

金沢市長 山 野 之 義

第25条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 介護予防支援事業者等に対し、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第32条の次に次の1条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第32条の2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員若しくは法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの従事者（省令第140条の62の3第2項第1号に規定する従事者をいう。）又は居宅要支援被保険者等に対して、利用

者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。
第65条及び第75条中「第30条から」の次に「第32条まで、第33条から」を加える。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

金 沢 市 訓 令 甲 金 沢 市 消 防 局

● 金 沢 市 訓 令 甲 第 1 号 金 沢 市 消 防 局

消 防 局
消 防 署

金沢市火災予防違反処理規程（平成14年金 沢 市 訓 令 甲 第 2 号）の一部を次のように改正する。
金沢市消防本部

平成30年9月19日

金 沢 市 長 山 野 之 義
金 沢 市 消 防 長 清 瀬 守

第2条第1号中「第8条の2の3第6項」の次に「(法第36条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第5号中「第8条の2の3第5項」の次に「(法第36条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第12条第1項中「の各号」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、「名あて人」を「名宛人」に改め、同項ただし書中「第8号」を「第9号」に改め、同項第5号中「第8条第4項」の次に「(法第36条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第8条の2第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令

第19条第1項中「、法第8条の2第3項」を「(これらの規定を法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第5項及び第6項（これらの規定を法第36条第1項において準用する場合を含む。)」に改め、「第17条の4第1項」の次に「及び第2項」を加え、「若しくは当該」を「又は当該」に、「の設置又は」を「を設置するとともに、」に、「若しくは市庁舎等」を「、市庁舎等」に改め、「掲示」の次に「又はインターネットを利用した閲覧」を加える。

第26条第3項第1号中「第8条の2の3第1項」の次に「(法第36条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

様式第10号中「囿」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

平成30年(2018年)9月19日 印刷
平成30年(2018年)9月19日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市 役 所
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄